

自治会長様

長浜市社会福祉協議会  
会長 平井 和子  
[ 公 印 省 略 ]

共同募金配分事業 ふれあい備品購入助成事業の実施について（お知らせ）

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本会事業の推進に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も共同募金配分事業の一環として、「ふれあい備品購入助成事業」を実施します。これは、自治会における「ふれあいや交流のための活動または地域福祉活動」に必要な備品の購入費用に対し一定の助成をさせていただくものです。

希望される自治会につきましては、期日までに交付申請書の提出をお願いします。

記

1. 助成対象：自治会員相互のふれあいを深めるとともに地域福祉の増進のため、自治会が必要とする備品の購入費用
2. 事業主体：自治会
3. 助成額：50,000円以内（購入費総額の2/3以内）
4. 申込期限：令和5年5月8日（月）～令和5年5月31日（水）
5. 申込先：長浜市社会福祉協議会 地域福祉課 または 最寄りの各社会福祉協議会センター窓口へ提出してください。
6. その他：○予定配分数（20自治会）に限度がありますので、申込多数の場合は、抽選により決定します。  
○この通知は、助成対象に該当する自治会へ送付させていただいております。

【申込・問い合わせ先】

長浜市社会福祉協議会 地域福祉課  
長浜市高田町 12-34 さざなみタウン  
ながはま文化福祉プラザ3階  
TEL 0749-62-1804  
e-mail [chiikifukushi@nagahama-shakyo.or.jp](mailto:chiikifukushi@nagahama-shakyo.or.jp)  
担当 引山

# (令和5年度 共同募金配分事業)

## ふれあい備品購入助成事業 実施要綱

### 1. 目的

この事業は共同募金の配分事業のひとつとして、備品の購入助成を通じ自治会員相互のふれあいを深めると共に、地域福祉の増進に寄与することを目的に実施する。

### 2. 実施主体

自治会

### 3. 助成対象事業

自治会員相互のふれあいを深めると共に、地域福祉の増進のため自治会が必要とする備品購入事業とする。

### 4. 助成額

50,000円以内

ただし、購入費総額の2/3以内で100円未満の端数は切り捨て

### 5. 助成交付申請要件

過去10年間、ふれあい備品購入助成事業により、備品の配分を受けていない自治会

### 6. 交付自治会数

20自治会

申込自治会多数の場合は抽選により決定する。

### 7. 募集期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月31日（水）

### 8. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉協議会会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成18年 2月13日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

## (令和5年度 共同募金配分事業)

### ふれあい備品購入助成事業 助成金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この事業は、共同募金の配分事業のひとつとして、備品の購入助成を通じて自治会員相互のふれあいを深めると共に、地域福祉の増進に寄与することを目的に実施する。

#### (事業の実施主体)

第2条 助成の対象となる事業は、自治会が実施する事業とする。

#### (交付の対象)

第3条 この事業は、共同募金配分金により、自治会において【福祉活動・世代間交流】を目的とする備品購入に対して、予算の範囲内で交付する。

2 対象事業を実施した自治会は、福祉活動の推進に努め住民参加のまちづくりを目指すものとする。

#### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする自治会の代表者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、長浜市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

- (1)見積書・契約書の写し
- (2)カタログ
- (3)その他事業に関係する書類で会長が必要とする書類

#### (助成金の交付決定)

第5条 会長は前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適切と認めるときは、速やかに助成金の交付決定通知書をもって当該申請者に通知するものとする。

#### (事業の完了および助成金の交付請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた自治会の代表者は、事業完了後、完了報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて、会長に提出するものとする。助成金は請求に基づき精算交付するものとする。

- (1)助成金精算交付請求書(様式第3号)
- (2)請求書・領収書の写し
- (3)事業物件の写真(赤い羽根表示)
- (4)その他事業に関係する書類で会長が必要とする書類

#### (助成金の交付)

第7条 会長は、前条の規定により助成金精算交付請求書の提出があったときは、助成金を交付する。

(助成金の確定)

第8条 会長は、前条の規定による請求を受けた場合、完了報告書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告書に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するかを調査し、適合と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、自治会の代表者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた当該自治会が次の各号に該当すると認めたときは、助成金の金額もしくは一部を取り消し、またすでに交付した補助金の金額もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1)本要綱の規定に違反したとき。
- (2)虚偽の申請その他不正の手続きにより交付を受けたとき。
- (3)助成事業を遂行できないとき。

附則

この要綱は、平成18年 2月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

## 令和5年度共同募金配分事業

## ふれあい備品購入助成事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

長浜市社会福祉協議会会長 様

自治会名 \_\_\_\_\_ 自治会

会長氏名 \_\_\_\_\_

住 所 長浜市 \_\_\_\_\_

T E L ( \_\_\_\_\_ )

令和5年度共同募金配分事業ふれあい備品購入助成事業助成の交付を受けて、下記のとおり実施したく、次の関係書類を添えて申請します。

記

購入備品名および数量	
利 用 目 的	
購 入 予 定 時 期	令和 年 月
事 業 費 総 額 ( 備 品 購 入 額 )	金 円
財 源 内 訳	○共同募金助成金 金 _____ 円 (事業費総額×2/3で100円未満の端数は切り捨て) ○自治会自主財源 金 _____ 円 ○そ の 他 金 _____ 円
添 付 書 類	○見積書の写し等 購入金額が明示されているもの ○カタログ ○その他関係書類 ( _____ )